

法人役員の報酬に関する規程

社会福祉法人陵雲厚生会

法人役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、常勤理事を除く全ての役員に対する報酬を総括し、以って役員の実任を明確し、関連する活動の一助となすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、常勤理事とは法人が有する施設に所属し、かつ当該施設より給与が支給されている理事をいう。

2 この規程において、役員とは理事長を始めとする法人理事および監事をいう。

(役員業務)

第3条 理事長は、理事を統括し法人全体における一切の責任を有する。また、広く関係者および関係機関と連携を保ち、法人の利益を高めることなどを主な業務とする。

2 理事は、その地域における情勢推移を勘案し、法人が不利益を有しないために努力する。また、法人経営の円滑化を図るため、それぞれの得意分野および知識をもって法人運営に寄与することを主な業務とする。

3 監事は、法人および各施設会計の収支の監視や処遇上における問題点や課題を指摘・指導し、以って適切な施設運営がなされているか確認することを主な業務とする。

4 法人の運営する各施設の運営状況について、月1回以上実地に視察し、職員の意見を徴する等の方法により把握し、必要な助言・指導等を行なう。

(報酬)

第4条 役員報酬については、次のとおり定める。

2 理事長の報酬を、月額120,000円とし支給する。

3 理事の報酬を、年額90,000円とし支給する。

4 監事の報酬を、年額90,000円とし支給する。

(報酬の支払方法)

第5条 理事長及び理事、監事の報酬は月の1日から末日までを基礎とする。

2 月の途中において、あらたに任命され、又は退任された場合には、第4条に規程した額に、在任日数を日割りによって支給する。

3 役員報酬は、法令に基づき報酬から控除すべき金額を控除し、その控の額を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 理事長の報酬は、各月の職員給与支給日と同様とする。

2 理事及び監事の報酬は、毎年6月と12月に支給する。

(旅費)

第7条 役員が、公務のために旅行した時は、その旅行についての旅費は社会福祉法人陵雲厚生会旅費規程により支給する。

(雑則)

第8条 役員報酬に関するもののうち、この規程に特に定めがない事由については、理事会において協議し決定されるものとする。

(規程の改訂)

第9条 この規程の改訂は、評議員会において行う。

附 則

最終改定日

この規程は、平成29年7月1日より施行する。